

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第28条を次のように改める。

第28条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る県民税又は市民税に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。